

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関事務取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、評価機関が実施する社会福祉・保健サービス評価事業について、鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関認証要綱（平成16年10月1日制定）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（評価の方法）

第2条 評価機関は、別表に定める体制、方法により、評価を実施するものとする。

2 評価の実施に当たっては、事前説明会等により、次の事項を事業者の説明するものとする

- （1）事業の趣旨、スケジュール、評価項目等
- （2）調査を行う評価調査者の氏名
- （3）評価料金、解約その他の契約書の内容に関する事。
- （4）事前に提出を受ける書類、提出期限、当日の準備書類等
- （5）評価結果の公表、苦情対応に関する事。
- （6）評価機関の倫理、守秘義務に関する事。
- （7）その他、評価の受審に当たり必要な事。

3 事業者は、調査を行う評価調査者について、相当の理由を述べた上で、変更を申し立てることができる。

4 評価機関は、評価終了後、評価結果を決定するに当たっては、事前に事業者の確認を得るものとする。

5 前項の場合において、事業者は、評価結果に異議があるときは、評価機関に意見書を提出することができる。

（評価結果の決定）

第3条 評価結果は、原則として訪問調査を行った評価調査者の合議により決定する。ただし、次の場合には、評価機関が設置する評価決定委員会により決定するものとする。

- （1）評価調査者の意見の相違により、評価結果が合意に至らないとき。
- （2）前条第5項の規定に基づく意見書（以下「意見書」という。）の提出があったとき。

2 評価機関は、意見書について、事業者からその内容を裏付ける挙証資料等が示されないときは、評価結果の決定及び公表に当たり、意見書の内容を採用しないこととして差し支えないものとする。

3 評価機関は、事業者の意見書の内容を採用しない場合においても、評価結果の決定及び公表において、可能な限りその見解に言及するものとする。

（評価結果の公表）

第4条 評価機関は、評価結果を公表するに当たっては、あらかじめ、事業者の同意を得るものとする。ただし、地域密着型サービス外部評価の評価結果についてはこの限りでない。

2 評価結果は、訪問調査の日から2か月以内に、独立行政法人福祉医療機構ホームページ（以下「WAMネット」という。）において公表するとともに、事業者へ通知するものとする。

3 評価機関は、前項の期間内に評価結果の公表ができない場合は、あらかじめその理由等を事業者へ通知するものとする。

- 4 評価機関は、特別な理由なく評価結果の公表を遅滞し、それにより事業者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(認定証の交付)

第5条 評価機関は、評価を受審の上、評価項目の全ての評価結果の公表に同意した事業所に対し、認定証（別記様式）を交付するものとする。

(評価機関独自の取組)

第6条 第2条第1項の規定にかかわらず、評価機関は、評価機関独自の取組として評価項目の追加、利用者調査、家族調査、職員調査及び評価を行った後のフォローアップ調査の追加等を行うことができる。

- 2 評価機関は、前項のフォローアップ調査を行った場合においては、評価項目改善状況等をWAMネット上で公表することができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 第4条第1項に係る報告書については、「独立行政法人福祉医療機構ホームページ（WAM ネット）」が整備されるまでの間、「福祉サービス第三者評価」に係る評価結果公表ホームページ（暫定版）（<http://www.pref.tottori.jp/fukushi/hyouka/06-hyoukakekka>）に、掲載することとする。

附 則

この要領は、平成17年7月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年11月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月13日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年1月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年5月29日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 26 年 7 月 25 日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、平成 26 年度において行う社会福祉・保健サービス評価事業の福祉サービス第三者評価区分における評価項目及び評価結果の公表の様式は、なお従前の例によることができる。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 10 月 17 日から施行する。

別記様式

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業 評価認定証

<事業者名>

<代表者名> 様

上記事業者は、<評価機関名>によるサービス評価を受審し、その結果を公表することに同意したことを証する。

1 評価結果の確定の日 : 平成 年 月 日

2 評価区分 :

3 評価結果の公表期間 : 平成 年 月 日（評価結果の確定の日から最低1年間）
まで

4 評価結果の公表方法 : 独立行政法人福祉医療機構ホームページ（WAMネット）
への掲載

平成 年 月 日

<評価機関名>

<代表者名>

印

別表

評価区分	評価項目	評価方法	自己評価	評価調査者数	訪問調査日数	公表方針	公表期間	評価結果	備 考
福祉サービス第三者評価	評価項目 ①共通評価項目 厚生労働省通知（注１ア）に定める評価項目 ②内容評価項目 厚生労働省通知（注１イ～キ）に定める評価項目	書面調査 訪問調査	任意	２人以上	１日以上	事業者の同意がない評価項目は、「同意なし」と公表すること。	評価結果の確定の日から最低１年間	厚生労働省通知（注１ア）に準じた様式により、評価項目ごとに評価されているとともに、その評価根拠、総合評価、事業者のコメント等が記載されていること。	
地域密着型サービス外部評価	評価項目 厚生労働省通知（注２）に定める自己評価項目及び外部評価項目	書面調査 訪問調査 （なお、評価のための資料として、利用者、家族調査を実施すること。）	実施	２人以上	１日以上	事業者の同意がない評価項目についても、評価決定委員会の審議を経て評価結果を公表すること。	評価結果の確定の日から最低１年間	厚生労働省通知（注２）の様式により、①評価項目ごとに評価されているとともに、その評価根拠、総合評価、事業者のコメント等が記載されていること。 ②利用者・家族調査について記載されていること。	地域密着型サービスサービス評価ガイドブック（特定非営利活動法人地域生活サポートセンター発行）を参照の上、実施すること。

注１ 福祉サービス第三者評価に関する厚生労働省通知

ア 「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」（平成 26 年 4 月 1 日付雇児発 0401 第 12 号、社援発 0401 第 33 号、老発 0401 第 11 号厚生労働省社会・援護局長ほか 2 局長通知）

イ 「施設種別の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（平成 17 年 3 月 29 日付雇児福発第 0329001 号、社援基発第 0329001 号、障障発第 0329001 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長ほか 2 課長通知）

ウ 「保育所における第三者評価の実施について」（平成 28 年 3 月 1 日付雇児発 0301 第 3 号、社援発 0301 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか 1 局長通知）

エ 「児童館版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」について」（平成 18 年 8 月 31 日付雇児発第 0831001 号、社援基発第 0831001 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長ほか 1 課長通知）

オ 「婦人保護施設版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（平成 18 年 6 月 13 日付雇児福発第 0613002 号、社援基発第 0613001 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長ほか 1 課長通知）

カ 「児童自立生活援助事業並びに小規模住居型児童養育事業に係る「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準等について」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（平成 22 年 3 月 30 日付雇児福発 0330 第 2 号、社援基発第 0330 第 4 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長ほか 1 課長通知）

キ 「高齢者福祉サービスに係る「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」の策定について」（平成 25 年 3 月 29 日付社援基発 0329 第 5 号、老高発 0329 第 3 号、老振発 0329 第 6 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長ほか 2 課長通知）

注２ 「「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第 72 条第 2 項及び第 97 条第 7 項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」（平成 18 年 10 月 17 日付老計発第 1017001 号厚生労働省老健局計画課長通知）